

育休給付金の計算方法と 受給額ガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

育休給付金の計算方法と受給額ガイド

育児休業給付金とは

育児休業給付金は、雇用保険の被保険者が1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した際、国から支給される給付金です。休業中の収入減を補い、安心して育児に専念できる環境を作ることを目的としています。

支給期間

- **原則**：子が1歳になる前日まで
- **延長**：保育所に入れない等の理由がある場合、最長2歳まで延長可能
- **パパ・ママ育休プラス**：両親ともに取得する場合、子が1歳2ヶ月になるまで

受給要件

- 雇用保険の被保険者であること
- 育休開始前の2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（または就業80時間以上）ある月が12ヶ月以上あること

育休給付金の計算方法と受給額ガイド

支給額の計算方法

支給額は以下の計算式で算出されます。



計算式

支給額

=

休業開始時賃金日額

×

支給日数

×

給付率

・休業開始時賃金日額：育休開始前6ヶ月間の賃金総額（賞与除く）÷ 180日。

・給付率：

育休開始から180日間：67%

181日目以降：50%

育休給付金の計算方法と受給額ガイド

支給額の上限と下限（2025年8月改定）

給付金の計算元となる賃金月額には上限・下限があり、それに応じて支給額にも上限が設定されています。

項目	上限額（月額目安）	下限額（月額目安）
賃金月額の上限・下限	483,300円	90,420円
支給上限額（67%期間）	323,811円	60,581円
支給上限額（50%期間）	241,650円	45,210円

育休給付金の計算方法と受給額ガイド

出生後休業支援給付金

法改正により、男性の育休取得促進と収入維持を目的とした新給付が始まりました。

子の出生後8週間以内に、両親ともに14日以上の子育休を取得した場合、最大28日間、給付率が13%上乘せされます。従来の67%と合わせて80%となり、社会保険料免除と合わせると手取り10割相当の収入が維持されます。

※ひとり親世帯など、一定の要件に該当する場合は、配偶者の育休休業取得がなくても支給対象となります。

注意：期間延長手続きの厳格化

2025年4月より、保育所に入所できないことを理由に育休を延長する際の手続きが厳格化されました。

- 市区町村への保育所利用申込書の写しの提出が必須化
- 「速やかな職場復帰の意思」があるかどうか厳格に審査される
- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の提出が必要

制度趣旨に沿わない申込みと判断された場合は延長が認められない可能性があるため、申込み内容や提出書類には十分な注意が必要です。